令和5年度

定期監査公表書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監查委員

吉里 啓文

橋本 功

I【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を抱合するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば 単にその財務に関する事項ばかりでなく、当該事業が合理的かつ能率的に経営され ているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

Ⅱ【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第 199 条第 1 項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第 199 条第 2 項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあっては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあっては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第 199 条第 4 項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による 監査をしなければならない。

○地方自治法第 199 条第 9 項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果公表】

令和5年度 南阿蘇村定期監査結果公表書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度定期監査を 実施したので、同条第 9 項の規定により公表します。

令和6年2月15日

南阿蘇村監查委員 吉里 啓文

南阿蘇村監查委員 橋本 功

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間 令和5年11月9日から令和5年11月13日まで(3日間)

審査日	曜日	課名
11月9日	木	議会事務局、子育て支援課・保育所、農政課、税 務課、住民福祉課、建設課
11月10日	金	総務課、健康推進課、会計課
11月13日	月	政策企画課、定住促進課、産業観光課、水・環境 課、教育委員会事務局

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 令和5年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 令和5年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 年休・特別休暇・時間外勤務・復命書に関する書類
- ⑦ その他

4 監査の方法

監査の対象課・局・所から令和5年度の中間期における資料の提出を求め、主 として予算の執行状況、現年度事業内容、進捗状況に主眼を置いて審査し、必要 に応じて関係職員の説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施 した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、 地方公営企業法第40条の2に規定を検証する方法で監査を行なった。

5 監査の結果

○議会事務局

適正に執行されているものと認められた。

令和5年は、3月、6月、9月の3回の定例会と、3回の臨時会が開催された。

9月定例会では代表監査委員の決算報告に引き続き、一般会計、特別会計及び 企業会計の決算の認定について各常任委員会に付託され、所管課長、担当者に詳 細な説明を求め慎重審議の結果、令和4年度の決算については委託料の一部に関 し議会から指摘があり認定しないこととなった。

また、開かれた議会等を目指して議会改革の検討を行っており、その一環として、本年6月開催された第2回定例会時の一般質問を、動画閲覧サイトYOUTUBEにて一部編集処理した動画を配信している。

また、防災無線で議会開催の周知等を行い、村のホームページにて議会の審議結果や、議長の交際費支出について掲載している。

監査委員活動においては、毎月の例月出納検査において、一般会計、特別会計 及び上下水道等の企業会計の通帳及び現金残の確認を行っている。また、本年度 は住民監査請求による監査を現在行っている。

○子育て支援課

適正に執行されているものと認められた。

子どもの健やかな成長は、どの保護者もその思いは同じである。乳幼児医療や 児童手当、子育て世帯生活支援特別事業、すこやか赤ちゃん出産祝金、すこやか 成長祝金など、子供の成長に合わせていろいろな事業が行われている。

母子保健、こうのとり支援事業、子育てヘルパー派遣事業及び産後ケア事業など保護者へのケアも行われている。

医療費の助成や、手当の給付、祝い金の支給更には不妊治療・不育治療の助成などの事業があり、少子高齢化の現代には非常に大切な事業を行っていると思える。今後とも当該者に寄り添った事業を進めてもらいたい。

○保育所

適正に執行されているものと認められた。

はくすい・くぎの・ちょうよう各保育園は適正に運営がなされている状況にある。

今年度他の自治体で保育園通園バスの中に、園児が置き去りになり死亡した事

件が発生した。このようなことが起きないよう、二重三重の確認をお願いする。 現在の職員数は77名、正規保育士28名、会計年度(保育士・保育補助士) 38名、正規調理員3名、会計年度調理人3名、会計年度調理補助5名、育休3 名にて保育に取り組んでいる。ただし、正規職員に比べ非正規職員のに数がかなり多いが一考の余地があるのではないか。

今後とも子どもの健やかな成長を願っての安全な保育、指導を期待したい。 10月1日現在で、はくすい保育園(101名)、ちょうよう保育園(93名) 及びくぎの保育園(78名)合計272名の子どもを預かっている。

○農政課

適正に執行されているものと認められた。

農業委員会、農政係(新規就農者係・施設園芸対策係・中山間地対策係・畜産係)、有機農業推進係(農業振興係・有機農業推進係・農地係)、林務整備係、農地整備係(農地係・農地等災害復旧係)など、それぞれの係にて災害復旧事業や補助金支援等の各種事業が実施されている。農業が主産業である本村では、農業の活性化が重要な要件である。熊本地震により被災した農地及び農業用施設の災害復旧は概ね完了している。また、中山間地事業の推進、鳥獣害被害防止、農業の新規参入者や後継者の育成、特産物開発、各種生産団体の育成、農用地の整備、耕作放棄地の解消さらには肉用牛の振興など多くの重要な施策が進められている。新たに農業みらい公社を立ち上げ、農地仲介事業、担い手の育成さらには作業受委託を行っている。多部門にわたる補助、支援等で農家経営の安定を目指し、各事業が計画から実行へと実施され安定した農業経営につながることを期待したい。

○税務課

適正に執行されているものと認められた。

各種税の調定と徴収及び還付事務等については、調定簿等適正に整理されている。コロナ過の影響も若干緩和されたのか、収納率は令和5年度は令和4年度より若干増加している。過年度滞納については、訪問ができない中、書面や電話による督促や分納誓約を行い、功を奏したようである。

入湯税については、ワクチンの接種も進み規制も緩和されたことにより、令和 4年度と比較すると100万円程増となっている。

今後、コロナ過により不安定な雇用情勢や景気の悪化など、厳しい生活環境の 状況にあるが、村民から不平が出ないよう業務を進めてもらいたい。

○住民福祉課

適正に執行されているものと認められた。

戸籍、住民票等の登録、発行業務も庁舎窓口はもちろん、外部委託されている 白水郵便局、大津郵便局共に問題なく執行されている。また、マイナンバーカー ドの交付件数は昨年9月からマイポイントの付与が開始されたことにより申請、 相談が増え令和5年9月末現在で(累積)8,042枚、交付率79.19%で ある。ちなみに、熊本県平均の交付率は、79.0%である。

福祉係においては、令和3年度から新たに始まった、南阿蘇村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び南阿蘇村第3期地域福祉計画をベースに、地域福祉全般の業務にあたっている。

国の施策である新型コロナウイルス感染症対策事業の、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業については、10月末で申請を締め切り、11月末までに支給の事務要綱より業務を行っている。

しっかりと、事業の推進を図ってもらいたい。

○建設課

適正に執行されているものと認められた。

道路及び河川の維持管理については、逐次委託などを行い又軽微なものについては職員自ら対応している。

夏季の除草業務については、22路線を10業者に委託、冬季の除雪業務については、31路線を12業者に委託予定である。

また、橋梁については、点検結果を踏まえ、今年度は4橋梁の設計を行っている。

尚、40万円を上限に各地区への十木費の補助制度を設けている。

道路の改良及び災害については、道路改良事業は12件(内1件は工事繰越)で、工事繰越分は完了し、残りの11件中4件は発注済み、その残りも今年度中竣工を見込んでいる。

災害については、7月豪雨により道路災害2件、河川災害4件で計の6件となっている。公共災の適用を受けないものについては、起債を活用しての復旧を予定している。尚、件数は、道路15個所、河川18個所である。

小規模住宅地区等改良事業については、道路改良事業 46路線、緑地整備事業 6箇所、橋梁架け替え事業 4個所、全56か所において、令和5年6月末で完了した。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和5年度の一般会計予算は9月補正後123億1152万8千円となり昨年度の同じ時期より8億9092万5千円の減額となっている。

歳出は、熊本地震関連では、南阿蘇鉄道災害復旧貸付金事業は、南阿蘇鉄道から10億円の返済があり完了となる。その他の災害復旧費は、5000万円となっているが、今年度で完了見込みである。

他の主な事業は、大草原のエシカル事業委託 2 億 100 万円、立野ダム仮設備ヤード整備設計委託 3 5 0 0 万円、庁舎太陽光発電整備等導入事業 8 7 0 0 万円、道路橋梁維持費 2 億 3 1 0 4 万円、道路新設改良費 1 億 9 6 7 0 万円、中山間地域直接支払交付金 1 億 8 6 8 0 万円、多面的機能支払事業負担金 1 億 6 7 0 万円、あそ望の郷機能拡張事業 2 億 3 5 0 万円、農地等災害復旧事業 8 8 8 1 万円、公共土木施設災害復旧事業 3 億 5 5 5 0 万円、地方債残高においては、前年度より2 0 億 5 7 6 8 万円減の、2 0 0 億 3 1 3 3 万円を見込んでおり、昨年に引き続き減少する所である。

職員の定員管理については、目標職員数を大幅に上回っている。震災の関係で外部からの応援職員がいる状況では難しいと思われるが、財政悪化の要因の一つになっており改善が求められている。今年度も数名の新規採用が予定されており、退職者の再任用制度など中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。また、人事評価により、昇任・昇格・勤勉手当等への評価結果の活用に向けて、令和6年度から取り入れるようだが、人事評価の公平性や評価者の恣意性を排除するしくみの設定を十分検討する必要である。

西税務署の税務調査により、源泉徴収漏れが指摘されている。今後、適切な処理と対応に努められたい。

○健康推進課

適正に執行されているものと認められた。

新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが、令和5年5月8日から「5類感染症」に位置付けられた。予防対策は個人へと位置付けられ、県内の感染状況は、8月~9月をピークに定点当たり18.6人と増加したが、10月末では、2.65人減少した。ワクチンの特例臨時接種は今年度までだが、接種を希望される方が安心して接種できるよう、対策を講じていただきたい。

また、各種保健事業や予防接種事業も計画どおり進められている。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の保険給付費は年々増加傾向にあ

るそれにより保険料や窓口での負担も増加傾向にある。団塊の世代が75歳の年齢に達し始めてきたのが要因と考えられる。

介護保険については、昨年同期に比べると保険給付費が増加している。今後ともあらゆる事業を通じて介護予防に努めていただきたい。国民健康保険については、ヘルスアップ事業として、生活習慣病重症化予防に取り組んでもらいた。後期高齢者医療保険については、10月1日より一定所得ある方は、窓口負担が、1割から2割となった。なお、2割負担となる方は、令和7年9月30日までは、1ヶ月の負担増加額を3000円までに抑える措置がなされている。

本村は高血圧者が多く、令和2年度から「みなみあそ減塩応援プロジェクト」を立ち上げ、重症高血圧者への訪問を強化している。減塩の推進やスマートミール弁当の開発販売などにより、村民の「塩分接種率」や「高血圧割合」が減少した。こうした取り組みが評価され、昨年厚生労働省主催の「健康寿命をのばそう!アワード」の厚生労働大臣賞を受賞した。

○会計課

適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について(一般会計、特別会計)それぞれに種類別、金融機関別に区分され、詳細に理解されるよう仕分けされている。会計処理上も適正に管理されている状況にある。

ちなみに、本村の基金残高は、令和5年9月末で、約50億7069万9千円 となっている。

○政策企画課

適正に執行されているものと認められた。

ふるさと納税について今年度9月末時点で、昨年度比79.9%の約2億22 94万6千円であった。また、企業版ふるさと納税については、10月末時点で 800万円であった。

震災遺構については、東海大学阿蘇キャンパスの1号館及び地表地震断層の保存工事も終了した。熊本県の中核拠点施設と位置付けられる体験・展示施設についても7月15日オープンした。昨年10月に設置されたロビン像とともに新たな観光施設となることを期待したい。

令和4年度に台湾の屏東縣東港鎮と国際交流促進覚書(MOU)を締結した。 今後、観光や教育など活発な相互交流を期待するものである。

南阿蘇鉄道が全線運行し、熊本地震からの復興に一区切りとし、村外に向けて

南阿蘇村の復興を宣言し、また村の認知の向上を目的に復興PR事業を行った。これは、熊本朝日放送(株)に500万円で、旅サラダの中継、アサデス。7での特集、KABテレビCM更には、南阿蘇村プロモーションVTRの作成を委託するものです。

○定住促進課

適正に執行されているものと認められた。

地域おこし協力隊員が村内で、24名の方が地域の活性化のために励まれています。

人口の減少が続く本村では、他からの移住や定住を進めることは、非常に重要な施策である。

南阿蘇村内への移住希望者の定住促進を目標とした「空き家、空き地バンク事業」「空き家改修等補助金」「賃貸住宅整備促進助成金」さらに「お試し移住体験施設」等について、移住希望者ひとりひとりに寄り添った対応をすることで、移住定住希望者の不安解消につながるよう努められたい。

村営住宅については、老朽化が進んでいるものについては、年次計画を立てて 適切に対応願いたい。また、使用料については、特に滞納繰越分の収納率を上げ るよう努めていただきたい。

地域伝統次世代継承事業により、昔から受け継がれてきた伝統行事を子や孫などに継承することは非常に重要である。

○産業観光課

適正に執行されているものと認められた。

7月15日に南阿蘇鉄道が全線復旧し、それにより各種セレモニーや、各種イベントが開催された。南阿蘇鉄道を地域全体で盛り上げようとする、機運が高められたものと思える。さらに JR 大津駅までの直通乗り入れが可能となり、利用者の利便性の向上につながった。その他、公共交通対策として、「南阿蘇ゆるっとバス」「南阿蘇村予約型乗合タクシー」運行しており、逐次見直しをはかり、利便性の向上に努めている。

観光は南阿蘇村の大きな柱である。観光団体、商工団体への助成、各種イベントの開催等行われている。観光 PR として、「みなみあそ観光局」に観光産業のありかたについて地域づくり推進業務を委託している。公関連施設については、スリム化を図るため、(1)木の香湯温泉、(2)白水温泉瑠璃、(3)温泉センターウイナスについては、売却を進めている。新阿蘇大橋展望所「ヨ・ミュール」

は、9月より(合)喜多食品に指定管理者として委託してある。

○水・環境課

適正に執行されているものと認められた。

環境衛生のため、生ごみリサイクル事業、ごみ収集場設置補助事業、バイオマス燃料燃焼機器設置補助などを行っている。また、狂犬病予防注射の受付を行っている。

さらに、電源立地交付金事業、南阿蘇公共施設太陽光発電設備等導入基本調査 業務、同設計業務、同設置工事などを行っている。

省エネ家電製品等購入促進事業として、家庭用省エネ家電製品の購入費補助を 行っている。

農業集落排水事業、生活排水事業、簡易水道事業及び上水道事業は、経営の健 全化及び財務状況の明確化を図るため、令和6年度以降は地方公営企業法を適用 するため、公営企業会計へ移行する業務を行っている。

○教育委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

学校教育部門では、教育支援センターの活用や村費雇用支援員の配置等により支援の必要な児童・生徒への支援や、個別に支援を行う特別支援学級が設置されている。高校受験を控えた南阿蘇中学校の3年生を対象に、村放課後英数教室(村営塾)開設し、村内生徒の学力の向上に努めている。また、校内遊具や施設等の改修及び工事等を行い、学校内の安全管理を行っている。

社会教育係に於いては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、コロナ以前の事業やイベントが開催され、村民の健康に関する行事や人権に関する研修等の多く事業等が開催された。また、郡市民体育祭に190名、県民体育祭に76名の参加があり、郡市民体育祭では、南阿蘇村が総合優勝を果たした。村複合施設 LOOP みなみあそ内に図書室を開設し蔵書数は、約21,436冊で、電子図書の蔵書数は 12,185冊である。(R5.9.30現在)また、周辺環境整備として、キリンビバレッジ(株)寄付金を財源に西側芝生広場を公園に整備を進める。

むすび

今回の定期監査においては、令和5年度村長より提案され議決された予算の執行 状況及び、各種の関係書類の整備状況等について担当課等よりの説明を受けた。

熊本地震から7年半が過ぎ、概ね復旧、復興事業も進んだものと思える。また、新型コロナウイルス感染症も5類感染症に位置付けられた時期での監査であった。 年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事業の進捗状況を審査した。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的部分が多いので数値的表現は省略する。全体的には、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められて順調に推移していることは総合的に評価できた。予算の歳入、歳出の執行については担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減に努め、慎重な執行をお願いした。

歳入については、自主財源の村税が復調傾向ではあったが、新型コロナウイルス 感染症の影響と、それに伴う減免、徴収猶予の特例等により増収は期待出来ない。 交付税の減額も想定されており厳しい財政状況が続くと考えられる。

また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門での繰越事業を含む災害復旧、復興事業が順調に進み歳出は減少しているが、各部門においては国、県よりの補助金、地方債の早期受け入れに努力すべきと考える。

職員の定員管理については、類似団体職員数が124名に対して、現在21名超過している。今後再任用職員や定年の延長に伴う職員の増加も考えられることから、しっかりとした職員の定員管理を行っていただきたい。

村の財政は厳しい局面に対峙していると考えられる。国、県も難しい問題が存在し、先行き不透明な部分が多い状況である。諸般の動きに配意しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを構築して、今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい村づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。